

茨城県在宅医療・介護連携推進事業の構成

市町村等(拠点)

I 在宅医療・介護連携拠点事業の実施

(1) 実施主体

市町村, 医師会等の職能団体及びその他知事が認める者

(2) 事業内容

※次の①及び②の事業を実施するものとする。

- ① 在宅医療・介護連携の推進のための「土台づくり」※ア～オを実施
～地域レベルでの協議の「場」づくり～

※地域課題の抽出・共有

取組事項

ア多職種同士の顔の見える関係の構築のための「きっかけづくり」
・意見交換会, 協議会 等
イ地域課題を把握するための実態調査
・「医療・介護従事者」と「患者・家族」の両視点による調査
ウ専門職種に対する資質向上のための「人づくり」
・研修会, 勉強会, 視察調査 等
エ地域における課題の共有, 課題解消のための取組に対する認識, 役割分担などを「見える化」するための「人材育成に係るテキスト作成」
※地域リーダー研修(H25.3.20実施)において使用したテキストを参考に地域の実情に応じたテキストを作成
オ県民等に対する在宅医療・介護の理解を深めるための「意識づくり」
・講演会, シンポジウム 等

②

在宅医療・介護連携の推進のための「仕組みづくり」
～支援を必要とする者に対し, 「安心感」を与えられる取組～

※土台づくりで抽出した地域課題に基づく, 「医療・介護従事者」, 「患者・家族」両側からの課題解決に向けた検証(モデル事業)

取組の例

○医療・介護従事者のよりよいサービス提供につながる「基本情報づくり」
・在宅療養をする上で必要な医療・介護資源の情報共有 等
(マップ・ガイド作成等)
○患者・家族の在宅医療ニーズにつながる「多様なサービスづくり」
・24時間医療・介護提供体制, レスパイト入院の受入れ体制, 在宅医療に携わる診療所医と病院医との連携による主治医・副主治医制度の導入, 自宅看取り時の家族サポート看護師の派遣 等
○地域の民生委員, ボランティア, 医療・介護従事者と連携した「地域づくり」
・市民を対象としたミーティングの開催 等

県

II 取組促進

【保健所, 厚生総務課】

拠点事業の取組みを促進させるための必要な支援
・取組事例の促進, アドバイス

III 普及・啓発

【厚生総務課】

拠点事業の取組状況の公表

・拠点事業の取組みについて, 比較検討・検証, 取組を公表し, 県全体に普及させる。

【保健所】

人材育成事業

・県民, 医療・介護従事者, 市町村職員等に対する在宅医療・介護の理解を深めるための「意識づくり」として, 講演会, シンポジウム等を実施
・管内の地域リーダーを一堂に会する場を設定し, 在宅医療・介護の連携を推進するため, 市町村職員等も交えた意見交換会を実施